

裁判との違いは

普通の裁判とは違う。

裁判所の建物は使うが法廷は使わない。裁判所の会議室のようなところで行う。社会経験豊かな男女各1名の調停員と裁判官の3名で調停委員会というような形で離婚の調停を行う。夫婦関係を修復するすることもある。

裁判のようにはっきりと白黒をつけるようなものではない。お互い譲り合って妥協点を見つける手続き。裁判のように公開で行われるのではなくて、非公開で行われ、プライバシーが完全に保たれている。調停を申し立てからといって、他人にばれてしまうことはない。

調停離婚手続きは、夫婦関係調整調停と家庭裁判所で呼ばれることもある。家庭裁判所で「夫婦関係調整調停」と言われたら離婚調停のことである。

離婚調停にかかる費用高いの？

非常に安い。印紙代 1,200 円、郵便切手代 1,000 円である。全国どこでも家庭裁判所でも 2,000 円から 3,000 円程度である。

申立てをする裁判所は相手方の住所地の家庭裁判所である。離婚調停の場合は夫婦が別居している場合が多いが、住民票を移していなくても、相手方が実際に住んでいる場所が住所地になる。住民票とは関係ない。

申し込みの手続きは大変なの？

面倒な感じがするが、実際は非常に簡単である。家庭裁判所には3枚複写の書類がおいてあるが、難しい法律用語を書く必要はない。自分の住所とか名前、相手の住所、相手名前とか、それに、離婚においてどのような請求をしたいのか(用紙に項目が書いてあるので○をつけたり金額を書くだけでよい。離婚を請求する当たって子供を育てていく上での親権者を誰にするのか、養育費はいくら請求するのか、夫婦の間で築いた財産をどのように分けるのか、違法な行為があった場合には慰謝料を請求するのかもしれないのか、請求する場合にはいくら請求するのか、年金分割をするのかもしれないのかという請求内容項目が書かれているので、項目に○をつけたり金額を記入するだけでよい。それに、申立理由を書く欄があるが、その欄に難しい法律用語を書く必要なく、日常使用する言葉で書けばよい。注意してほしいのは3枚複写となっているが、1枚は自分の控え、1枚は家庭裁判所提出、さらにもう一枚は、裁判所を通じて相手方に送られる。妻が離婚調停を申立てた場合は夫、夫が離婚調停を申立て場合は妻に送られるので、最後の申立て理由を書く欄に相手の感情をさかなでるような悪口を書いてしまうと、これがきっかけになって、調停が難しくなることもあるので、できるだけ客観的に書くようにする。例えば、相手が浮気をしている場合であれば、平成何年何月何日頃から他の相手と不貞行為をしているといった形、例えば妊娠をさせてしまったとか、特に自分が傷ついた事情があれば、そういったことを具体的に書く。相手どんな悪い性格の人とか性格的なことを書いてもあまり意味はない。調停の場で言えばよい。住所を書くということで、別居している場合、典型的なのはDV自分の居場所を相手方に知られたくないという場合は、相手から暴力を振るわれており、もし、別居している住所を知られたら、そこまで、攻撃にさられるという恐怖がある場合、そういう場合には、住所を隠すという方法があります。これは、窓口で、家庭裁判所の書記官に聞いてください。こういう事情があつて、相手に住所を知られたくないのと言え、そのやり方を教えてもらえます。

相手が裁判所に出てこないとななるの。

調停をやっても、相手が裁判所に出てこないことが、結構ある。法律上は出てこない、正当な理由なく出て来ないと、5万円の過料という罰則、5万円の罰則があります。実際にその5万円払えという命令が裁判所から出されるのかというと、ほとんど、出されることはない、出て来ないとい

うケースが多々ある。そのような場合には、離婚調停については元に戻ります。不成立といって申立てなかった状態に戻ります。裁判の場合だと相手が出て来ないと、欠席裁判と言って、出てこない方が負けるという場合がありますが、離婚調停の場合は、そういうことはなくて、不成立になって元に戻るだけです。それを、不調という別の言い方でいうことがあるので、これを覚えておくと、不調と言われた場合は、これは、調停が不成立で終わり、元の状態に戻っただなと思ってください。こうなった場合は次の手段は、離婚訴訟という裁判になります。もう一つ注意していただきたいのは、あくまで出ていかなくて不調で終わるのは、離婚調停の場合だけです。離婚調停と一緒に申立てられる婚姻費用分担の調停、これは別居してから離婚するまでの生活費を収入が少ない方、多くは、妻が夫に請求するという調停です。それから、面会交流調停、これは多くは夫が妻が子供連れて別居してしまった場合に、子供と会えないということがあります。そういう場合に、夫が面会交流を求めて裁判所に調停をおこすという場合があります。この二つの調停については、出頭しない場合には、自動的に審判手続きに移ります。この審判という手続きは、裁判官が審判を下す判決みたいなものです。ですから、出頭しないと自分に有利な証拠提出することができない。勿論、裁判官は社会常識やルールに基づいて審判を下すので、そんな理不尽な審判を下すことはないのですが、それでも、出ていかないと自分に不利な審判、例えば、婚姻費用の額が少し高めなるとか、夫出ていかない場合には、逆に面会交流の場合、妻が出ていかないと夫の請求に即した審判がでやすいとか、そういうことがあり得ますので、できれば、審判になる前の調停の段階で、婚姻費用とか面会交流については出ていただいたほうがいいと思います。

相手と顔を合わせることになるの？

調停では、相手と顔を合わせるということになるのということが心配になりますが、相手と顔を合わせる場合は、調停では原則として2回しかありません。一つは第1回目に調停手続きを裁判所の調停委員と裁判官から説明を受けるときです。そのときに、裁判手続きと裁判手続きの区別がついていない方がいるので、そういう場合に、話合いの場なんですよという説明するわけですね。その場合には、調停委員と裁判官がいる場合といない場合がありますが、いる場合、夫と妻が同席して同じ部屋で説明を聞くことが多いです。そして、もう一回は、最後の場合で、調停が成立もしくは不成立で終わるときです。そのときは、裁判官から、この手続きはこうなりなりましたという説明を両当事者にしっかりしておかなければならないが、そのときは、できれば同席の方がよい。別席だとどっちで違うことを言った言わなかったといことになることがあるものですから、両方同席で裁判官が両方に同じように聞こえるようにこうなりましたよ、これでいいんですかと確認をする方が公平です。そうなることがことが多いです。ただ、この場合も、DVとかもしくはDVまでいかなくても相手と会うと過呼吸を起こして倒れてしまうとかそういう危険が体や心に危険がある場合、そういう場合、裁判所の申出れば、柔軟な対応をしてくれる裁判所も多いのでご心配であれば、それを事前に裁判所の方で相談ください。そして、調停の最中は、相手とは顔を合わせません。調停の最中は、こちらの図のように、申立てた人、たとえば、妻が申立てた場合は、妻が申立て待合室で待っています。相手方である夫は相手方待合室で待っています。調停員のいる部屋がここだとすると、申立人がまず入って、夫はこんなにひどいんです。だから、私は親権がほしいし、養育費、慰謝料も欲しいなんですと言った話をします。その場に夫がいたら言い争いになってしまう。ですから、入っていくのは妻だけです。調停員がふんふんと言って聞きながら、わかりましたと言って妻を戻します。そして、今度は、夫だけ呼び出して、夫の言い分を聞くんです。どういう言い分がありますか。というのをきくんですね。で、前の妻が言った言い分については、調停員も伝えますが、妻が言ったことを正確には伝えますけど、感情的にならないようにうまく伝えてくれる。調停員がうまい場合には、特にそのように伝えてくれる。で、相互に交互に話すことで、お互いの言い争いを避けて、しかも調停員は、離婚調停の手続きに詳しいですから、こちらへんが、だいたい妥協のしどころ、我

慢のしどころという経験がありますので、それを両方に話をして、離婚するんだったらこういう方法でという調整をしてくれる。最後に、前半の最後に部屋の配置はどうなっているという「話しですが、これは、前にも話したとおり、つまり、申立人待合室と相手方の待合室が別々になっているということ、その間には、調停する部屋がいくつかあるわけです。申立人待合室といっても一人だけではなくて、その日の申立人が何人もいます。多い時には20人くらい。裁判所の規模によって違いますけど、相手方待合室にもいます。そうすると、いろんな人が使うので、部屋は一つではなくて調停員のいる部屋がいくつもある。5つというのは小さめの裁判所と思ってください。調停員のいる部屋が他にある場合があります。他の階に調停員にいまする部屋ある場合もあります。待合室で待っていると調停が呼び出しにきてくれる。ここに来てくださいと呼んでくれますので、申立に行った人は待合室にいますと呼びに来てくれます。相手方になった人は相手方室で待っていると呼びに来てくれる。このような形で調停は終了します。

7. どのような服装で行ったら良いの？

多くの方が、多くの方が疑問に思うところだと思います。普段着でかまいません。特にスーツなければいけないということはありません。ただし、派手な服装ですね、真っ赤なジャケット、それから大きな宝飾品ですね。宝石、ネックレス、ブローチ、そういった目立つ服装をしていくのはよくない。ですから、普段の服装の中で、自分中では地味目だと思う服装で行ってもらったら一番いいかなと思います。ただ、勿論、仕事を一日休まなくて、仕事の途中で来られる方もいられるでしょうから、そういう場合には仕事着、スーツの場合もあるでしょう。それから、塗装の仕事をしている場合は作業着にペンキがついている場合もあるでしょう。そういう恰好でもかまいません。そういった汚れた服装で入ってく場合は、一言、すいません仕事中ですからと言っていただければ、何の問題もないです。つまり、服装そのものよりも、マナーが大切だということです。この人はどうゆう人か調停員はよく見えています。たくさんの人を見ている中で今回来た人はどんな人だろうか調停員は見えていますので、そこで、悪印象をいだかれると、聞いてもらえる話も聞いてもらえなくなる可能性もあります。ですから、服装よりは、マナーですね。そこらへんをしっかりしていくようにしましょう。まだ、礼儀が必要だという話をしましたが、じゃ、言いたいことも言えないのかということになってしまいます。それは別です。礼儀を守った上で、主張すべきことは、きっちりと主張する。そうしないと損をするのはご自分です。ご自分で意見をはっきりと言える方についてはマナーを持って言っていただければ何の問題もありません。調停の場に出ると上がってしまうとか、怖い場所だというイメージがあつてなかなか自分のご意見が言えない言いたいことが話せない人の方が問題があるのではないかと思います。そういう場合には、本番でうまくしゃべれないということを想定した上で書面にしていくとよいかなと思います。書面で書く場合には、細かい字でびっしり何枚も書いていくと調停員も時間がありませんから、ザーッと全部を読むという雑な読み方になってしまいます。そうすると、ポイントが相手に伝わりません。ですから、自分が一番訴えたいポイントわかるように2枚くらい多くて3枚それくらいである程度スペースあけて書いていただくことをお勧めします。通常、弁護士が裁判所に出す書類は、字の数ですね横の字の数が37文字行は26行、字の大きさポイントですね。これ、12ポイントというワープロないしはパソコンの規格を守っています。ですから、その規格によると、相当スペースが空いている書面になるんですね。それを、調停員も裁判員も見慣れているものですから、それ以上、ぎっちり詰め込んでしまうと、相当ぎっさり感があります。今、お話ししたとおりの書面でなくても構いません。ただ、それに近い形である程度スペースを開けた形の2、3枚というのが適切だと思います。

8. 何か書類を持っていく必要があるのか？

まず、申し立て書を提出するときには、戸籍全部事項証明書、昔は戸籍謄本と言ったものです。今は電子化されているので謄本という言い方はあまりなくて、戸籍全部事項証明書という言い方をされています。そして年金分割を請求される方は、年金分割のための情報通知書を申立てのと

き持って行ったほうがよいでしょう。これは、厚生年金の場合は年金事務所に申請します。公務員の方は共済組合、国家公務員であれば国家公務員の共済組合、地方公務員であれば地方公務員の共済組合、それぞれの組合の方に申請を出します。いずれもその日に渡されるものではなくて、おって、郵送されたり、おって渡されたりするものですので、申立てをするよりもだいぶ前、1カ月くらい前には申請を出しておく必要がある。ということ覚えておいてください。それから、財産分与と言って、相手方から財産を分けてもらうように請求する場合、つまり、夫婦は、結婚してから別居するまでの間に二人で積み上げた財産があります。その財産というのは、あくまで、専業主婦であっても、名義が夫であろうと妻であろうと、夫の名義のものについても半分というのが今の裁判所の考え方です。昔は専業主婦だから0.4だとか0.3だとかあったようですが今は、0.5すなわち2分の1というのがほとんど変わらない線です。ですから婚姻期間中に積み上げた夫婦の財産をしっかりと分けてもらえるように相手に資料を請求しなければなりません。自分も勿論資料を出すことが必要です。相手からも資料を全て出してもらう必要があるんですね。その資料としては、不動産があれば、不動産登記事項証明者、預金があれば預金通帳のコピー、さらに、保険があれば、保険解約返戻金、これは、保険が掛け捨て場合には発生しないものですが、解約するとお金が返ってきますが、その場合は、返ってきたお金が預金と同じ扱いになります。専業主婦の場合は退職金が財産分与の対象になりますので、これも請求することを忘れないようにしましょう。さらに、不動産の場合には住宅ローンがついている場合があります。その場合には住宅ローンの返済がどうなっているわかるように償還表と言ってですね。一覧表になっているものが渡されているはずで、2016年何月に支払うと残高いくら、といった形で一覧表になった償還表があるはずです。それを提出すると一番便利です。いつの時の残高だか確認できますので、それを提出するようにしてください。様々な提出書類があるんですが、これは、調停をする時ださなければならぬものではありません。調停を始めながら、財産を分けるよという話が出た場合に初めて出していき、一期にださないで、一回に出して、できるだけ出して、あ、足りないものがあつたというときは又出して逆に相手がこれを隠しているなど分かったときは、これ、相手が出していませんと調停員に言って伝えて貰ったり、そういうことをしながら、財産分与はなされていきます。

終わるまでにどのくらい日数がかかるの

離婚調停の場合は大まかに言って、半年から1年というのが平均的な期間です。調停期日は1カ月または1カ月半に1回開かれます。ですから、1年間調停をやるという場合には、1年に10回程度行われると思っていただいて結構です。1回の調定時間の目安は2時間くらいになります。そこで、家庭裁判所は2時間の枠を2つまたは3つ設けています。これは、家庭裁判所によって違います。必ず設けられている期日が午前10時から12時までの一コマ、それから午後1時10分から午後3時までの2コマで、この二つはどこの裁判所でも設けられています。そして、最近は、離婚事件とか遺産の分割事件とか家庭裁判所の事件が増えているので、調定事件も増えていまして、この3つめ、午後3時10分から午後5時までのこの3つ目のコマを入れている裁判所が増えて来ています。調定は長引くことがあります。たとえば、午後1時10分に調停始めた場合に綺麗に午後3時に終われるか、話し合いもつれしうと非常に長くかかる。つまり、午後5時ぎまでかかることも珍しくありません。そうすると、午後1時10分から5時まで4時間近く拘束時間があるわけで、これは、相当疲れます。ですので、長い調停が嫌だと思われる方は午後3時10分の頃の時間に入れば、さすがに、午後5時になると、裁判所も、閉廷してしまいますので、建物を閉めてしまいます。ですから、午後5時過ぎまでそう長くはやりませんので、この時間を選べば、長くはやらない。そもそも、そんなに、ダラダラと長くやるものではないので、2時間の中でお互いできるだけ解決できるように事前に準備をしておくことが、本当は望ましいということになります。そして、調停は開催の曜日が決まることが多いです。ですから、調停に行ったときは、調停員の方に、ここの調定期日は何曜日ですかと聞いたら、ここは、月、水、金の3日です。週3日ですとか、火、木の2日です

とか、そういうことを教えてください。これ、調停員とか裁判官とか、いろいろの事情の中で決めることなので、家庭裁判所によって違います。ですから、自分が実際に調停を申立てるとき、もしくは、申立てが受理されたとき、調停の第1回目、そこらへんで聞いてみるとよい、次予定が立てやすくなります。

どのような形で終わるの

不成立または成立の2つしかありません。で、不成立のことを、前回不調ということのお話をしました。成立した場合には、調定調書というものが作られます。この調停調書というのは、強制力があります。たとえば、養育費月3万円支払うという条項がさだめられたのに、払わない場合には、夫が払わないとしましょう。そうした場合には、夫の給料を差し押さえることができます。勿論、別途、裁判所に対して申立てることが必要なんですが、夫の給料を差し押さえるというのは、会社に対して命令がきます。夫ではないです。ですから、夫にとっては、会社に自分の給料を差し押さえるという通知が自分より先に会社に行ってしまうものですから、非常にバツが悪いです。逆に、夫の皆さんは給料の差し押さえをされないように、養育費は、払える範囲で決めて、決めたらきっちり払うのがよいでしょう。で、離婚調停が不成立に終わってしまうと、もう、この先は訴訟に移るしかありません。ですから、離婚訴訟という別途の手続きに進むということになります。訴訟に至った場合には、やはり、主張すべきことは法律で定められていますので、弁護士に依頼することが無難だと思います。実は訴訟になった場合には、調定のように、ご本人が毎回行かなくても結構です。ほとんどの8割9割方の期日は弁護士だけが出ていきます。ご本人に出て来ていただくのは、和解をするときに意思を確認するためもしくは、尋問するためにお話を聞くため、1回か2回程度ですみます。ですから、意外と離婚訴訟と言っても、弁護士の事務所で打合せをすることはあっても、裁判所に行く回数は調停よりもはるかに少ないですね。

DVの場合の注意点は

DVとは家庭内暴力のことですね。この場合には住所を相手に知られたくないという方が多いと思います。前回、ご説明したとおり申立書は3枚複写になっていて、1枚は裁判所、1枚ご自分の控え、そしてもう1枚が相手に送られます。そうすると自分が書いた住所が相手方に知られてしまうようになります。そこで、別居していて相手から身の危険を感じるような場合には、申立ての時に控え時の開示に関する申し入れ書というものを提出して、担当の書記官という裁判所の職員ですね。その方に住所の記載をはずした申立書の控えを送ってもらうよう要請します。これは、認めてもらえます。そのほかにも、DVの場合には、当日、調停の期日で1回目の時も顔を合わせたくない、合うと過呼吸になってしまう。身がすくんでしまう。いろんなパターンがあると思います。そういう場合には、事前に家庭裁判所に、進行に関する照会回答書に書いて出しておく、そこで、事前に相談しておくことがいいと思います。そうすると、調定の時の出入りか、調停のときの部屋の間取りを置き方とか、そういうことについても配慮してもらえます。細かい配慮してもらえることが多いので、できれば、診断書のように、暴力を受けた時にの診断書、それから、DVによって自分が精神的に抑うつ状態になったときの診断書、そういうものを出すと説得力があると思いますので、細やかな対応してもらえますと思います。

弁護士はつけなければならないのか

これは、つけても、つけないでもいい。というのが結論なんです。だいたい、つけないケースの方が多い。待合室で見えていても、弁護士がついているケースよりも、ついていないケースの方が多い。弁護士をつけないで自分でやられているケースが多いようです。ただ、私の目から見て、弁護士をつけたほうがいいのかというケースが3つあります。一つは相手方に弁護士がついた場合です。この場合には、調定慣れしていますので弁護士の方はいろいろな主張をしています。過去にこういう決

定があった。審判があった。だから、今回はこうすべきだ。実はその審判はどこでも通用するものではなくて、ある特定の裁判所でされた審判の場合があったりします。他の裁判所では別の審判がなされていたということがあります。そんなことわかりませんので、専門家でない人は、裁判所の審判はそれに従わなくてはならないのかなと思ってしまいます。でも、その審判だけが唯一の審判ではないということが多い。そのように、弁護士がついてしまうと、いろんな対策をしますので、それに対応するためには、同じ弁護士をつけないと厳しいなというのが印象です。次に財産の分け方、つまり、財産分与でもめそうで、それが複雑な場合です。財産分与が複雑な場合として不動産がからむ場合です。不動産に住宅ローンがついていて、この支払を夫がしているんだけど、その不動産を離婚に当たって処分しようか、それとも、妻が住もうか、妻が住む場合には、住宅ローンの借り換えが必要なのか、そういうことまで考えていくと、なかなか、経験をした弁護士でなければ分からないということがあります。ですから、財産の分け方である程度複雑で、ご自分で、勿論、銀行の実務を分かっている方は問題ないんですけどもね。そうでない場合には、弁護士を頼んだほうがいいんじゃないかなと思います。さらにDVの場合です。DVでご自身が精神疾患で、身の危険を感じる場合には、弁護士に依頼すると、弁護士が盾になってくれて、身の危険のヘル上に心も軽くなる。ですから、DVについては、弁護士がついたほうがよい事案でしょう。

最後に離婚調停についてのおさらいです。離婚調停について申立てのときに、忘れていけないというものを挙げてみました。つまり、離婚調停ですから、離婚の調定の請求は当然必要でしょう。そして、それとセットで親権者の指定、どちらを親にするのかということですね。どちらを親権者にするのかということです。一緒に育てていく人はだれかということですね。未成年の子がいる場合親権者の指定がされると、今度は、親権者から親権者になる人に対して養育費の請求というのが行われます。これは収入によって額が変わります。ですから、この養育費の請求も細かいところで争われた場合には、弁護士を依頼しておかないと大変なことになったりします。たとえば、養育費が月1万円違うと言われてピンこないかもしれませんが、月1万違うとすると、0歳児の場合または1歳児残り20年、19年払い続けなければならないわけです。仮に20年でわかりやすく計算すると、月1万違うとすると、年12万違う、10年で120万円、20年だったら240万円違う、つまり、1万譲るか譲らないかでトータルで240万円払うか払わないか決まる、それだけの違う。ですから、払う方も貰う方も、5千円、1万違うからと言って譲ってしまうと、あとあと、大変なことになるということを注意してください。さらに、財産ですね、財産、結婚期間が短くてお互いに積み上げた財産がないよという場合は気にしなくてよいですが、ある程度の期間、結婚期間があつて、夫婦で積み上げた財産がある、そして片方の名義に偏っているそういう場合には、その名義を持っていない人は、必ず財産分与の請求してください。そして、年金分割の請求ですね。これも、常にすればいいという話ではなくて、年金の少ない方が申し立てるということです。将来、もらうべき年金の少ない方が、もらうのが多い方に対して申し立てないと、逆のパターンで申し立てると、自分の年金が減ってしまうことになりますので、年金の少ない人がより多くもらうために、年金の多い人に年金の分割を請求する、それが、年金分割です。どちらが多いかは、年金事務所または先ほどいった共済組合で発行してもらう年金分割のための情報通知書、そこに、今まで払った年金に関する標準報酬総額というのが書かれています。どちらをとっても2人もの書かれていますので、それを比較してどちらが多いのか見てもらえれば、年金分割を請求して良いのか、悪いのかわかります。そして慰謝料の請求ですが、これは、あくまで、慰謝料が発生するときに請求するんですが、調停の段階では、慰謝料の請求するしないかは自由ですが、自分にとって、慰謝料請求が必要だと思えば請求してもらって結構です。裁判になるとこれによって印紙代がかかってきたりしますので、むやみやたらに申し立てないほうがいいのですが、調定だったら、ご自分が精神的に傷つかれたと思ったら忘れないようにしてください。そして離婚調停とは別の調定なんですけど、忘れないようにしたほうがよい調停が二つあります。主に妻から見て大事なのが婚姻費用分担調停、主に夫から見て重要なのが面会交

1730の千利千景の戦時